

記入例

離婚届

令和 8 年 〇 月 〇 〇 日届出

三重県松阪市長 殿

届出	令和 年 月 日	補記	有	無
受理	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日	
第 号		第 号		
通知(送付)	令和 年 月 日			
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

外国人のときは西暦で記入してください

□父母氏名確認済
□養父母氏名確認済

□新戸籍確認済
□もどる戸籍確認済

(1) 氏名	夫 マツサカ タロウ 松阪 太郎	妻 マツサカ ハナコ 松阪 花子
(2) 住所	夫 三重県松阪市 殿町 1340 番地 1 号 方書 ハイソ松阪A号室	妻 三重県伊勢市大湊町 83 番地 5 号 方書
(3) 本籍	夫 三重県松阪市 春日町一丁目8 番地	妻 三重県伊勢市大湊町 83 番地 5
父母及び養父母の氏名	夫の父 松阪 一郎 母 三重 梅子	妻の父 伊藤 忠治 母 伊藤 春子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定
(4) 婚姻前の氏に	夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	妻は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	東京都千代田区九段南一丁目6 番地	伊勢 花子
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 松阪 桜、松阪 楓 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 松阪 栞	
親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが同意のうえに記入してください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて同意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて同意した。

記入の注意
夫、妻 各々が確認後、必ず本人が☑してください。
※共同親権、単独親権どちらの場合でも、夫婦双方の☑が必要です。
※☑がない場合は受付できないことがあります。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
事件簿番号 屋間連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

(6) 同居の期間	昭和 平成 5 年 4 月 から 平成 7 年 9 月 まで (同居を始めたとき) (離婚) (別居したとき)
(7) 別居する前の住居	三重県松阪市殿町 1340 番地 1 号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業

婚姻中の氏名で、必ず本人がフルネームを自署してください。

届出人署名	夫 松阪 太郎 印	妻 松阪 花子 印
-------	-----------	-----------

当事者以外の成年者2名によるフルネームの自署(必ず本人の直筆)が必要です。いずれか一か所でも空欄のある場合には受理できません。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	乙川 孝助 印
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 48 年 4 月 14 日
住所	三重県松阪市殿町1550番地
本籍	三重県津市広明町 13 番地
署名	伊勢 国子 印
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 45 年 6 月 8 日
住所	三重県伊勢市大湊町 83番地5
本籍	三重県伊勢市大湊町 83 番地 5

婚姻のとき氏が変わった人は次の中から必ず選んで、自身で記入してください。
(1) 婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる。→もとの戸籍にもどる
※従前戸籍が除籍になっている場合など、もとの戸籍に戻れない場合もあります。
(2) 婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。→新しい戸籍をつくる
(3) 婚姻中の氏を名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。→左の欄は記入せず、別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。	離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医師すること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	親子交流について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input checked="" type="checkbox"/> まだ、決めていない。
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。	※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	

いずれかに必ず☑してください。

夫婦間に未成年の子がいる場合は、親権者を父母双方または一方に指定してください。父母双方を親権者とする場合は、「父母双方が親権を行う子」欄に子の氏名を記入してください。※この離婚届出で子の戸籍は変動しません。

親権者の指定を定める家事裁判又は家事調停の申立てがされている場合は、子の氏名を記入してください。

連絡先	夫 (090) 000-000	来庁	確認書類	不受理	通知日
携帯	妻 (090) 000-000	夫	個・免・旅・その他()無	有・無	有・無
電話()		妻	個・免・旅・その他()無	有・無	有・無
自宅・勤務先・その他()		使者	個・免()無 氏名		住所

◎署名は必ず本人がフルネームで自署してください。

証人(成年者に限る)は2人必要です。

と無料で提供しています。